

(参考) 住居届添付書類一覧

区分	証明書類	摘要
新規 (新たに採用になった場合及び自宅、公宅等から借家等)	<p>① 契約書の写し(約款等を含む全面) ※ 契約書を取り交わしていない場合のみ、「賃貸借契約証明書及び家賃納付証明書」(参考様式)を添付する。</p> <p>② 家賃の領収書の写し ※ 領収書の写しがない場合は、「賃貸借契約証明書及び家賃納付証明書」(参考様式)も可とする。(家賃の納付欄が記載されているもの) ※ 金融機関振込控(写)は不可。</p> <p>③ 住民票の写し</p> <p>④ 無料に関する職員の申立書(参考様式参照: 69ページ) ※ 「契約後一定期間(入居月のみも含む)無料」の場合で、「契約書」「約款」「重要事項説明書」「賃貸借契約証明書」に当該無料に関する記載がない場合</p> <p>⑤ 値引きの場合は、重要事項説明書(申込み内容がわかる書類)</p>	<p>①について 「賃貸借契約証明書及び家賃納付証明書」を使用する場合は、②の領収書の写しは不要</p> <p>②について 契約して最初に支払ったもので、何月分と表示されているもの ※ 採用される前から入居していた借家に引き続き居住する場合は、採用日(発令日)の属する月の家賃に係るもの</p> <p>③について 要件を具備するに至った日以降の証明日となっていること (66ページ参照)</p>
住居変更	<p>① 「新規」の場合の①~④の書類</p> <p>② 旧借家等の契約解除及び退去日を証明する書類 ※ 証明書の退去日が実際と異なる場合は、実際の退去日を記載した申立書(任意様式)</p> <p>③ 最終家賃の領収書の写し</p> <p>④ 値引きの場合は、重要事項説明書(申込み内容がわかる書類)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「契約解除証明書及び最終家賃納付証明書」を使用する場合は、③の領収書の写しは不要 何月分と表示されたもの
	<p>① 旧借家等の契約解除及び退去日を証明する書類 ※ 証明書の退去日が実際と異なる場合は、実際の退去日を記載した申立書(任意様式)</p> <p>② 最終家賃の領収書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「契約解除証明書及び最終家賃納付証明書」を使用する場合は、②の領収書の写しは不要 何月分と表示されたもの
契約変更等	<p>① 契約書の写し(約款等を含む全面) ※ 契約書を取り交わしていない場合のみ、「賃貸借契約証明書及び家賃納付証明書」を可とする。</p> <p>② 改定後の家賃の領収書の写し</p> <p>③ 改定前の最終家賃の領収書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「賃貸借契約証明書及び家賃納付証明書」を使用する場合は、②及び③の領収書の写しは不要。 何月分と表示されたもの 何月分と表示されたもの
	<p>① 契約変更後の契約書の写し(約款等含む全面)又は契約変更の内容が確認できる書類の写し(契約に関する当該住宅の貸主の証明書も可とする。) ※ 従前の契約内容と同条件で期間のみの更新の場合は提出不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> (参考様式)「賃貸借契約証明書及び家賃納付証明書」

注

「住民票の写し」は、市区町から交付されたものの原本のことを指し、コピーのことではありません。提出に当たっては、個人番号及び住民票コードの謄写を省略し、それ以外の記載事項は省略しないものを添付してください。

添付する住民票の写しの証明日は、事実発生日以降の日付となるものを提出してください。

※ 上記添付書類のほか、別に書類の提出が必要な場合は、次ページの一覧を参照してください。

上記添付書類のほか、別に書類提出が必要な場合	証明書類
駐車場料金又は共益費等が、契約書において「家賃に込み」等の記載がある場合	(参考様式)「家賃等の額に関する証明書」等
住宅の一部を借り受けている場合	住宅の平面図
借り受けた住宅が店舗付住宅であって店舗の部分に係る借料及び店舗以外の住宅に係る家賃が契約上明らかでない場合	当該店舗部分の賃料が明らかとなる不動産業者等の証明書
借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合	自己居住部分と転貸部分が明らかである住宅の平面図及び転貸に係る契約書の写し等契約関係を明らかにする書類

住居届添付書類一覧の区分欄新規に掲げる証明書類④無料に関する申立書（任意様式）は、次を参考に提出してください。

【申立書の例（参考）】

令和〇年〇月〇日

令和〇年△月〇日に締結した〇〇市1－1の物件に係る賃貸借契約において、令和〇年〇月分家賃は無料となっています。

職員氏名 ○ ○ ○ ○ ㊞

※ 日割りの場合は「令和〇年〇月〇日～〇日までの家賃」と記載。

なお、この他にも教職員事務課手当認定・旅費担当課長が、認定に当たって、さらに確認を要する場合には、別に必要書類の提出を求めることができます。